

# コーポレート・ガバナンス基本方針

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本方針は、T&D保険グループ（以下「当社グループ」という。）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、T&Dホールディングス（以下「当社」という。）のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針を定める。

### (基本的な考え方)

第 2 条 当社は、機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでいく。

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うとともに、株主の実質的な平等性の確保に取り組んでいく。
- ② 当社は、お客さま、株主、従業員、代理店、取引先および地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な企業文化・風土の醸成に取り組んでいく。
- ③ 当社は、財務情報および経営戦略・経営課題その他の非財務情報を含めた会社情報を適時適切に開示し、経営の透明性向上に取り組んでいく。
- ④ 当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に取り組んでいく。
- ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、ステークホルダーとの建設的な対話に取り組んでいく。

(2) 当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分および資本政策の策定等の役割を担うとともに、直接子会社が抱える経営上のリスクを的確に把握し、当社グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組んでいく。

(3) 当社は、当社グループの全ての役職員が共有する経営の基本原則として、「T&D保険グループ経営理念」および「T&D保険グループ経営ビジョン」を定める。

## 第 2 章 コーポレート・ガバナンス体制と取締役会等の責務

### (コーポレート・ガバナンス体制)

第 3 条 当社は、取締役会において経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施する。

(2) 当社は、業務執行能力の強化を目的に執行役員制度を導入し、監督と執行の責任の明確化を図ることで、取締役会のガバナンス機能を強化する。

(3) 当社は、役員を選任および役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。

#### (取締役会の役割)

第 4 条 取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。

(2) 取締役会は、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項に定める事項を除く業務執行に係る権限を代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、業務執行に係る権限を、各業務を担当する執行役員に委任することができる。

#### (取締役会・取締役の構成)

第 5 条 取締役の員数は、定款で定める 12 名以内とし、取締役会は、当社グループの中核事業である生命保険事業の幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力のバランスおよび多様性を備えた人材で構成する。

また、当社グループにおける十分な意思疎通および迅速な意思決定を図るとともにグループガバナンスを強化する観点から、中核生命保険会社 3 社（太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T & D フィナンシャル生命保険株式会社）の社長をはじめ、直接子会社と当社を兼務する取締役を複数選任する。

さらに、社外の企業経営者・法律専門家等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等および業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任する。

#### (取締役の選任)

第 6 条 取締役会は、取締役候補者について、指名・報酬委員会において審議のうえ、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ① 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- ② 社外取締役候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

#### (取締役の兼職)

第 7 条 取締役が当社以外の会社の役員等を兼職する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行できる範囲内とする。

#### (取締役会の評価)

第 8 条 取締役会は、取締役会全体の実効性を担保するため、取締役会が適切に機能し成果を

げているか、当社の中長期的な企業価値向上に取締役会がどのように貢献しているかについて、年1回、取締役の自己評価を踏まえた取締役会全体の評価を実施する。

#### (監査役・監査役会の役割)

第9条 監査役および監査役会は、株主の負託を受けた独立の機関として、法令、定款および当社関連規程の定めに基づき、取締役の職務の執行を監査するなどの役割・責務を果たす。

#### (監査役・監査役会の構成)

第10条 監査役の員数は定款で定める6名以内とし、その半数以上を社外監査役とする。また、財務および会計に関して適切な知見を有する者を含める。

(2) 監査役会は全ての監査役で構成する。

#### (監査役の選任)

第11条 取締役会は、監査役候補者について、指名・報酬委員会において審議し、監査役会の同意を得たうえで、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ① 取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- ② 社外監査役候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

#### (監査役の兼職)

第12条 監査役が当社以外の会社の役員等を兼職する場合、監査役としての善管注意義務を履行できる範囲内とする。

#### (独立社外役員にかかる独立性基準)

第13条 当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者について、次の独立性基準を充足する者を選任する。

- ① 現にまたは過去10年間において、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。
- ② 現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。
- ③ 現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。
- ④ 現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは②および③に掲げる者の近親者でないこと。
- ⑤ その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

#### (指名・報酬委員会の役割および構成)

第14条 指名・報酬委員会は、当社および直接子会社に関する次の事項について審議を行い、取締役会に審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行う。

- ① 役員を選解任および役員報酬に関する株主総会付議事項
- ② 代表取締役および役付取締役の選定および解職
- ③ 執行役員および役付執行役員の選任および解任
- ④ 当社の代表取締役社長後継者計画に関する事項
- ⑤ 役員処遇等に関する重要な決定および変更
- ⑥ その他上記各号に準ずる事項

(2) 指名・報酬委員会は、取締役社長および社外取締役で構成し、委員長は、社外取締役の中から委員の互選で定める。

#### (役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針)

第15条 当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりとする。

- ① 取締役（社外取締役を含む非常勤取締役を除く）の報酬等は、月例報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- ② 社外取締役を含む非常勤取締役の報酬等は、月例報酬で構成する。
- ③ 監査役の報酬等は、月例報酬で構成する。
- ④ 各取締役の月例報酬および賞与は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価および担当部門評価に基づく個別評価を実施し、指名・報酬委員会において審議のうえ決定する。
- ⑤ 株式報酬型ストックオプションは、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、業務執行から独立した立場である社外取締役を含む非常勤取締役を除く取締役に対して、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、役位に応じた新株予約権を割り当てる。
- ⑥ 各監査役の月例報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

#### (取締役・監査役等の研修等の方針)

第16条 当社は、就任時および在任中継続的に、取締役および監査役等に対して、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、更新に関する機会の提供を行う。

### 第3章 株主の権利・平等性の確保、株主等との対話

#### (株主の権利・平等性の確保)

第17条 当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。

#### (株主総会)

第18条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話

を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に経営に反映されるよう株主の視点に立ち十分な環境整備を行う。

#### (株主等との対話)

第19条 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、対話を通じて当社経営方針にかかる理解を深めるよう取り組むとともに、対話を通じて得た情報等については、経営陣へ定例的に報告することで当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組む。

(2) 株主等との対話にあたり、IR担当として経営企画部担当執行役員を、SR担当として総務部担当執行役員をそれぞれ指名する。

(3) 当社は、当社グループの経営環境、経営戦略および財務・業績状況に関する情報につき、法律に定める開示に加え、IR・SR活動やホームページでの音声・動画配信等を行うことで、情報開示の充実にむけ取り組む。

(4) 上記(3)の情報開示を実施する際には、IR・SR担当部署をはじめとした関連各部および当社グループ各社との連携を密にし、開示する情報の充実にむけ取り組む。

(5) 当社は、決算発表準備期間中に未公表の決算情報の漏洩を防止するため、IR・SR活動における沈黙期間をT&Dホールディングス「IRポリシー」に定め、IR・SRにおける公平性の確保に取り組む。

#### (政策保有株式)

第20条 当社グループは、上場株式の政策保有を行う場合、次の方針に基づくものとする。

① 上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、または、業務上の提携関係の維持・強化とする。

② 当社および政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証する。

(2) 当社グループは、適切な議決権の行使が相手先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的な成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段と考え、政策保有株式について議決権を行使する。

(3) 前項の議決権の行使にあたっては、形式的な基準で判断するのではなく、相手先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点での対話等を通じ、認識の共有を図る。なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示する。

#### (関連当事者間取引)

第21条 当社は、当社と取締役または主要株主等との取引（関連当事者間の取引）が、当社および株主共同の利益を害することのないよう、次の態勢整備を行う。

① 「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」において、利益相反行為の禁止等について定める。

- ② 取締役と当社の利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項として定める。また、監査役は、監査役監査基準の定めに基づき、同取引において取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する。

## 第 4 章 ステークホルダーとの協働

### (倫理憲章・行動規範)

第 2 2 条 当社は、ステークホルダーとの適切な協働を通じ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、「T&D保険グループC S R 憲章」および「T&D保険グループ環境方針」を定める。

- (2) 当社グループは、法令遵守に対する姿勢を明確にし、公正かつ適正な企業活動を行っていくことを目的に、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」を定める。

### (内部者通報制度)

第 2 3 条 当社は、当社グループの役職員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に「T&D保険グループヘルプライン」を設ける。

### (通報者保護)

第 2 4 条 当社は、前条に定める内部者通報制度をはじめとして、監査役および監督官庁などの外部機関等への通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。

## 第 5 章 情 報 開 示

### (情報開示と透明性の確保)

第 2 5 条 当社は、ステークホルダーからの信頼の維持・向上および経営の透明性向上を図るため、「適時」、「公平」、「正確」な情報開示を行うとともに、「わかりやすい」開示に取り組む。

- (2) 当社は、保険業法、金融商品取引法、その他の法令および東京証券取引所の規則で定められた情報を開示するほか、経営環境、経済状況および業界動向を勘案し、社会的要請が高いと判断する情報を開示する。

- (3) 当社は、各種媒体を活用し、より多くの方に情報開示を行うように取り組む。

- (4) 当社では、ディスクロージャーの目的、基本方針、体制および活動等を定めた「ディスクロージャー規程」を制定し、当該規程に基づきディスクロージャーを積極的に進める。

## 第 6 章 そ の 他

### (改 廃)

第 2 6 条 本方針の改廃は、取締役会にて決定する。